厚生労働科学研究費補助金 難治性疾患等政策研究事業 (免疫アレルギー疾患等政策研究事業(移植医療基盤整備研究分野))

「ソーシャルマーケティング手法を用いた心停止下臓器提供や小児の臓器提供を含む臓器提供の選択肢呈示を行う際の理想的な対応のあり方の確立に関する研究」

平成30年度 分担研究報告書

新たなフォーマットのリーフレットを用いた臓器提供の意思表示確認・選択肢提示方法確立に向けた 多施設研究

研究分担者:田﨑 修 (長崎大学病院 高度救命救急センター 教授)

要旨:

救急医療における人生の最終段階において、臓器提供に関する患者本人・家族の意思を汲みとり、かつその意思を確実に活かしていくためには、救急医療の人生の最終段階における意思表示確認および選択肢提示を行うことが不可欠なプロセスとなる。しかしながら、救命困難な症例に対する臓器提供の選択肢提示は、主治医等の心理的負担が大きく、なかなか浸透しないのが現状である。このような背景をふまえ、平成29年度の本研究班において、標準化された臓器提供の選択肢提示方法の確立を目指し、新たなフォーマットによるリーフレット(初版)を開発し、臨床の現場で実際に使用した感想を調査した。

本研究期間において、リーフレットを用いた選択肢提示が6例に行われ(初版使用4例、改訂版使用2例)、このうち2症例が臓器提供に至った(心臓停止後提供1例、脳死下提供1例)。使用後の意見では、リーフレットによって家族に救命困難であることの理解を促し、かつその後の方針の一つとして臓器提供を検討いただけるという点で有用とする評価が得られた。一方、1つの様式で全ての症例に対応することは難しいという意見もあり、平成30年度では現場の意見を反映し、脳死の状態であるか否かによって使い分けられるような改訂版を作成した。

今後はこのリーフレットがより多くの施設にとって有用であるかを検証する必要がある。そして、より多くの意思が活かされ、その結果として移植医療が推進されることが期待される。

A. 目的

2010年7月の改正臓器移植法施行により、本人の意思が不明の場合でも、家族の承諾があれば臓器提供ができるようになった¹⁾。しかし実際は、法改正後においても脳死下および心停止後の臓器提供件数は伸び悩んでおり、とくに諸外国に比較した人口あたりの臓器提供件数は非常に低い値にとどまっている^{2,3)}。臓器移植を希望する患者数に比べドナーの数は著しく少なく⁴⁾、本邦の移植医療においてドナー臓器不足の解消は、喫緊の課題といえる。

臓器提供は、救急医療における人生の最終段階において、患者家族より臓器提供の申し出があるか、あるいは主治医等からの意思表示確認・選択肢提示が行われることがきっかけとな

り行われる。平成 27 年 5 月 25 日に厚生労働省 より公開された「脳死下での臓器提供事例に係

る検証会議 200 例のまとめ」によると、臓器提供の意思を把握するきっかけのうち、主治医等からの選択肢提示によるものは 28%にとどまっており 5)、潜在的な臓器提供希望者の意思を確に汲みとり臓器提供に繋げるためには、救急医療の現場において人生の最終段階にある患者に対し、確実な意思表示確認・選択肢提示が行われることが重要なステップとなる。しかしなが重要なステップとなる。しかしなが多実際の現場では、治療の限界と救命困難である事実を家族に告げることさえ大きな心理的提供の話題まで持ち出すことは、担当医にとって少なからず抵抗感もあるため、移植医療の大切

さは理解しつつも選択肢提示を躊躇する場合が 少なくないことが指摘されている^{6,7)}。

このような背景をふまえ、平成 28 年度の本研究班内において、標準化された臓器提供の選択肢提示方法の確立を目的として、家族説明の際に用いるための新たなフォーマットによるリーフレット開発に取り組んだ®。平成 29 年度に取り組んだのでは、実際の臨床現場における使用感を評価するために、実際の臨床現場における使用感を評価するために、救命困難と判断された 2 症例に対し臓器提供の選択肢提示の際に本リーフレットを使用し、さらの評価を行った主治医等を対象とした質問票調 30 年度は、使用症例数を重ねるべく対象施設を拡大するとともに、使用後の意見を反映し、より現場で使いやすい仕様のリーフレットへ改訂することを目的とした。

B. 対象と方法

研究開始当初は、長崎大学病院単施設においてリーフレットの運用を行っていたところ、平成 29 年度内は 2 例の使用にとどまった。このため平成 30 年度では、使用症例数の増加を目指し、かつより多くの意見を収集するために、対象施設を後述の 7 施設へと拡大した。なおこれらの施設の選択基準としては、長崎大学病院救急科の関連施設であり、かつ過去に臓器提供の経験があるか、今後ドナー候補となり得る患者の発生が見込まれる施設とした。

対象者

救急医療における人生の最終段階、いわゆる 救命困難な症例に対応する可能性がある医師 (主な診療科として救急科、脳神経外科)

対象施設

- ・長崎大学病院
- ・長崎医療センター
- ・佐世保市総合医療センター
- ・長崎みなとメディカルセンター
- ·大阪大学医学部附属病院
- ・関西医科大学総合医療センター
- ・大阪急性期・総合医療センター

調査期間

- ·【第1期】平成29年7月~平成30年10月
- ·【第2期】平成30年11月~平成31年3月

実施方法

第1期では、前年度に作成したリーフレット 初版(資料1)を用いて、上記対象施設における 救命困難と判断された症例に対し、家族の病状 理解・受け入れ状況をふまえて、担当医等によ り臓器提供の選択肢提示を行った。さらにその 後、説明を行った担当医等に対し、使用後の感 想やリーフレットへの意見を収集するため、質 問票(資料2)を用いてアンケート調査を行っ た。

その後、アンケート調査を集計し、かつ研究 班メンバーによる検討内容をふまえ、リーフレットの改訂版を作成した。

第2期においては、改訂版のリーフレットを 用いた選択肢提示を行い、現場の意見を集約した。

倫理面への配慮

本研究の趣旨は、臓器提供の選択肢提示を実施した担当医等を対象とした、リーフレット使用後のアンケート調査である。救命困難と判断された患者の診療情報や、選択肢提示を受けた患者家族に関する個人情報は一切収集しない。また、アンケートを記入する担当医等についても回答は任意とし、アンケート項目にあるリーフレット使用者自身の診療科、医師経験年数、選択肢提示経験数についても任意記載とすることによって、倫理的配慮を行った。

C. 結果

上記研究期間内において、リーフレットを用いた6例の選択肢提示が行われた。このうち4例は第1期にリーフレット初版が用いられ、その後選択肢提示を行った担当医にそれぞれ調査票を配布し、感想・意見を収集した。残りの2例は第2期にリーフレット改訂版が用いられ、さらに使用後の感想を担当医より聴取した。

まず、第1期における初版のリーフレット使用症例の概要を示す。

第1期のリーフレット使用症例

症例 1:20 歳代 男性

縊頸による心肺停止。救急車での搬送途中に 心拍再開し、当院へ搬入となった。来院時 JCS: III-300、瞳孔両側散大、自発呼吸無し、心 拍数 117bpm、血圧 139/74mmHg。外来での処置中 にわずかながら自発呼吸出現し、瞳孔径の縮小 を認めた。脳低温療法を含む全身管理を行った が第4病日に再び両側瞳孔散大し自発呼吸も消 失、頭部 CT にて低酸素性脳症の所見を認めた。 第8病日に「脳死とされうる状態」と診断さ れ、同日家族への病状説明の際に、リーフレッ トを用いた臓器提供の選択肢提示が行われた。 第 13 病日、家族より臓器提供に関する説明希望 があり、同日、県臓器移植コーディネーターよ り臓器提供に関する一般的な説明がなされた。 第15病日、家族より臓器提供の申し出があり、 その際に本人の健康保険証裏面に「心臓停止後 に臓器を提供する」旨の自筆の意思表示記載を 確認した。第17病日に臓器摘出承諾書を作成、 第24病日に両腎の提供となった。

症例 2:30 歳代 女性

自宅内にて卒倒したもの。救急隊接触時は心 肺停止状態で、蘇生処置を行いながら当院へ救 急搬送された。来院時心静止で、アドレナリン 1mg 投与後に自己心拍再開した。JCS: 111-300、 両側瞳孔散大、自発呼吸なし。頭部 CT にてくも 膜下出血(左内頸動脈瘤破裂)を認めたが、深 昏睡のため手術適応なく、保存的治療の方針と なった。第3病日の頭部CTにて低酸素性脳症の 所見を認め、第7病日「脳死とされうる状態」 と診断された。第9病日の家族説明時に、医師 経験年数 18 年目の救急科医師(選択肢提示経験 20 例程度)により、脳死とされうる状態の宣告 とともに臓器提供の選択肢提示が行われた。第 12 病日、家族より臓器提供に関する説明希望あ り、翌日県臓器移植コーディネーターとの面談 が実施された。その際、本人による意思表示は なされていないことが確認された。第18病日、 家族より脳死下臓器提供の申し出あり、第19病 日に承諾書作成、第21 病日より2回の法的脳死 判定を経て、心臓、両肺、肝臓、膵臓、両腎の 提供に至った。

症例 3:60 歳代 男性

意識障害を主訴に救急搬送されたもの。搬入時の頭部CTで左被殼出血を認め、緊急で開頭血腫除去術が行われた。しかし第2病日深夜に両側瞳孔が散大し、自発呼吸と一部の脳幹反射が消失した。第3病日の頭部CTでは低酸素脳症の所見をみとめ救命困難と判断された。同日病状説明とともに臓器提供のリーフレットを用いた選択肢提示が行われた。臓器提供に関する患者本人の意思表示はなく、家族からも臓器提供は希望しない旨の申し出があった。なお、本症例は「脳死とされうる状態」の診断は実施されていない。

症例 4:70 歳代 男性

墜落外傷による全身打撲後の心肺停止症例。 ドクターカー事故現場へ出動し、病院搬送中に 心拍再開した。全身 CT にて頸椎骨折、多発肋骨 骨折、肺挫傷を認めた。また頭蓋内は明らかな 損傷はなかったものの、低酸素脳症の所見がみ られた。蘇生後も深昏睡状態で保存的治療を行 っていたが、第8病日に平坦脳波と一部の脳幹 反射消失を確認、同日家族説明を行い、救命困 難であることの告知と、リーフレットを用いた 選択肢提示が行われた。その後家族からは臓器 提供に関する明確な回答はなく、第30病日に死 亡した。本症例は、脳波が平坦であることと眼 球頭反射以外の脳幹反射が全て消失しているこ とが評価されており、臨床的には脳死状態と考 えられたものの、頸椎骨折があるため頸部の回 旋が行えず、法的脳死判定マニュアルに規定さ

れた「脳死とされうる状態」の診断は実施され なかった。

リーフレット(初版)使用後の調査結果

症例1において選択肢提示を行ったのは、医師経験年数3年目の救急科医師で、これまで選択肢提示の経験は無かった。調査票の回答より得られた、リーフレットに対する意見は以下のとおりである。

- ・リーフレットを用いることで、選択肢提示 の際に伝えるべきことを過不足なく、かつ平易 な言葉で説明できた。
- ・家族は、パンフレットを見ながら、回復困 難であることや臓器提供の意思表示に関して、 記載内容に沿って質問をすることができた。
- ・「呼吸」に関して説明する部分のイラストが、やや分かりづらい(自発呼吸が消失していることを連想しにくい)。
- ・臓器提供の意思表示確認の部分にはイラストが用いられていないが、ここにもわかりやすい図やアイコンを掲載してほしい。

症例 2 は、医師経験年数 18 年目の救急科医師 (選択肢提示経験は約 20 例)によって行われ た。症例 2 におけるリーフレット使用後の意見 は以下のとおりである。

- ・脳死患者において、終末期であることを家族に伝える際の説明事項である「脳死の説明 救命困難であることの告知 今後の治療方針の 検討 臓器提供の意思確認・選択肢提示」という説明の流れに沿ってリーフレット記載内容が 構成されており、実際の病状説明のなかで違和 感なく使用できた。
- ・リーフレットは家族が持ち帰ることができるため、後ほど家族内で説明内容を振り返りながらじっくりと今後のことを考えるきっかけとなる有用なツールと思われた。
- ・本リーフレットは、脳の全機能が廃絶していること、自発呼吸がないこと、心機能が著しく低下していること、すなわち既に脳死状態であり回復の可能性がないことを前提として記載されているため、脳死(脳死とされうる状態)の診断が未だなされておらず、かつ救命困難と考えられる症例には適応しにくい。

上記の意見のほか、「起こりうる事態」や 「御意見をお聞かせください」の項目におけ る、若干の文言修正に関する要望もあった。

症例3は、医師経験年数4年目の救急科医師で、選択肢提示の経験はない。使用後の感想として

- ・話すべき内容が明示し視覚化されており、 家族にとって内容が理解しやすい。
- ・ "脳の機能が全て失われていると考えられます"の記載内容は、臨床的に見て脳死と考え

られる状態にある患者にしか使用できない。このため、脳死の評価がなされていないが重篤な 意識障害のため救命困難と考えられる症例に対 しても使用できるような、別様式のリーフレッ トもあった方が望ましい。

症例 4 は、医師経験年数 19 年目の救急科医師(選択肢提示経験は約 20 例)によって行われた。本症例も症例 3 と同様に「脳死とされうる状態」の診断が行われていないが、行いうる限りの評価により臨床的には脳死状態として矛盾ない事が確認されていた。このため使用後の感想として、記載内容の矛盾点や違和感は特に指摘されなかった。

リーフレットの改訂

上記の意見に基づき、研究班メンバーにおいて以下のような改訂の方針が定められた。

・自発呼吸を示すアイコンを変更する。

・"ご意見をお聞かせください"の対象を"ご本人"と"ご家族"に分け、初版における本人の意思表示内容だけでなく、家族が臓器提供についてどう考えているか、ということも別個に確認する文面とする。とくに家族の意思確認については延命措置を望むか、望まないか、という二者択一でなく、今後の治療方針をまだ決められないという考えにも配慮した表現を用いる。

・(症例3の使用後の意見をふまえ)1つの様式のみであらゆる"救命困難の状態"に対応することは難しいため、脳死の診断がなされている症例用と、なされていない症例用の2つの様式を作成する。

これらの改訂ポイントをふまえ、平成30年11月に、「脳死と考えられる状態用」(資料3)と「脳死ではない重篤な意識障害用」(資料4)の2様式が、改訂版として作成された。

第2期のリーフレット使用症例

平成30年11月以降は、症例に応じて改訂版の2つの様式のいずれかが用いられた。

症例 5:40 歳代 女性

停止下臓器提供の意向を示していたものの、経 過中に急変し第42病日に死亡した。このため臓 器提供には至らなかった。

症例 6:20 歳代 男性

外傷性窒息による心肺停止症例。前医にて心 拍再開後、全身管理目的で当院へ転送された。 体温管理療法を中心とした集中治療を行った が、第2病日の頭部CTにて低酸素脳症の所見を 認めた。第7病日に「脳死とされうる状態」と 診断され、第8病日に改訂版リーフレット「脳 死と考えられる状態用」を用いた意思表示確 認・選択肢提示が行われた。後日、家族より臓 器提供は希望しない旨の申し出があった。

症例 5 と症例 6 は、いずれも医師経験年数 19 年目の救急科医師(選択肢提示経験は 20 例程度)によって行われた。リーフレットを使用した担当医によると、脳死の状態の診断の有無によって様式が分かれており患者の状態に合致した使いやすく渡しやすいリーフレットである、という感想であった。

D. 考察

臓器提供は、救命が困難とされた救急医療の 最終段階において、患者家族より臓器提供の申 し出があるか、あるいは主治医等からの患者家 族に対する選択肢提示がきっかけとなり行われ る。このため、患者本人や家族の意思を汲みと り活かすためには、救急医療の現場において家 族からの申し出がなされやすい環境作りにつと めるとともに、臓器提供のドナー候補と考えら れる症例において、主治医等からの意思表示確 認・選択肢提示が行われることが肝要である。 2018年の日本臓器移植ネットワークの報告によ ると 10)、臓器移植法改正以前の 1997 年 10 月~ 2010 年 7 月における脳死下臓器提供 86 件のう ち、選択肢提示を契機としたものは5例 (5.8%)にとどまっていたが、改正法以降、 2010年7月~2018年9月までに実施された脳死 下臓器提供 464 例のうち 359 例 (77.4%) は、本 人の書面による臓器提供の意思表示がなく、家 族の承諾により脳死下臓器提供に至ったもので あった。このことは、臓器提供数の増加のため には、救急医療の現場における意思表示確認・ 選択肢提示が重要であることを示している。

一方、救命困難な患者の家族に対して臓器提供の選択肢提示を行うことは、主治医等への心理的負担が極めて大きく、選択肢提示を躊躇する場合も少なくないことが指摘されている ^{6,7)}。とくに、臓器提供のドナー候補となりうる症例は、大部分が急性発症の疾病・外傷例であり家族の動揺も大きい。このような状況のなか、主治医等は臓器提供の選択肢提示を行うことによ

って早期の治療断念あるいは放棄ととらえられ うること、あるいは家族からの信頼を失いかね ないことを懸念し、臓器提供の話題呈示を差し 控える医師も多いといわれている 6)。このような 状況を考慮し、選択肢提示を行う際の主治医等 の心理的負担を軽減するために、「自治体から の依頼」という形で臓器提供の話題を持ち出せ るようなパンフレットや院内掲示用ポスターが 多くの自治体で作成されている。臓器提供の啓 発活動や選択肢提示の家族説明時におけるパン フレットの有用性は、日本学術会議 心療医学委 員会 移植・再生医療分科会での提言のなかでも 言及されており11)、長崎県においても各医療機 関に紹介・配布されているが 12,13)、このパンフ レットを家族に渡すこと自体も躊躇され、実際 の現場でなかなかパンフレット配布が浸透して いないのが実状である。

今回用いた選択肢提示のリーフレットは、自 治体作成のパンフレットがなかなか普及しない 現状をふまえ、本研究班において選択肢提示に 伴う心理的負担を軽減し、かつ救急の終末期の 現場における選択肢提示を促進することを目的 として開発された8)。具体的には、ソーシャルマ ーケティング手法におけるターゲットの行動制 御要因に焦点をあてたメッセージ開発手法に基 づき、伝えるべきポイントを、ターゲットにと って受け取りやすい形で伝えることを意識し、 医療・公衆衛生分野で実績を有するコピーライ ターおよびデザイナー監修のもと、実際に選択 肢提示を行う立場にある医師にとって渡しやす さをも考慮した説明ツールとして作成された。 その特徴として、従来の自治体作成パンフレッ トにあるような「臓器提供に関する話をコーデ ィネーターから聞くこと」の希望の有無を問う ものではなく、通常の救命困難な状況を伝える 際の説明の流れのなかで臓器提供についての意 思表示確認・選択肢提示を行うものである。具 体的には、脳機能の廃絶と心肺機能の著しい低 下により今後の回復が不可能であることを冒頭 で明確に伝え、さらにこれから起こりうる事態 についても説明し、そのうえで以後の治療方針 についての検討を家族に促す流れの中で、患者 本人の意思表示の有無を確認するとともに家族 に対して臓器提供についての選択肢も呈示する 形式となっている。あくまで病態説明、救命困 難であることの理解を促すことを主とし、臓器 提供についてはリーフレットの最後の部分でや や控えめに記載されているため、抵抗感が少な く現場で受け入れやすいものと考えられる。実 際、この初版を使用した2例で、臓器提供に結 びつく結果が得られた。一方、使用した医師の 意見として、記述内容が患者の状態に必ずしも

合致しないという指摘もなされている。これ は、臓器提供の意思表示確認・選択肢提示が、 必ずしも脳死とされうる状態の評価がなされた 症例のみならず、例えば重症脳卒中などで深昏 睡かつ脳死判定基準項目のいくつかを満たし、 さらに臨床医の経験等もふまえ救命困難と判断 された際にも、状況に応じて選択肢提示が行わ れる場合があるからである。このことから、人 生の最終段階にある全ての症例に、1つの様式の リーフレットで対応することが困難であるとい う課題が明らかとなり、本年度の改訂では「脳 死と考えられる状態用」と「脳死ではない重篤 な意識障害用」の2つのバージョンに分けたり ーフレットに改訂を行った。改訂後のリーフレ ットは研究期間内でまだ2例しか使用されてお らず、いずれも臓器提供には至っていないが、 使用した現場の医師からは、より患者の状態に 沿った記載内容であり使いやすいと好評であっ

また、使いやすさという観点でみた場合、リ ーフレットというツールを用いることにより、 たとえ選択肢提示経験の少ない医師が行う状況 であっても、伝えるべきことを"わかりやすく 正確に"伝えられること、そして説明内容を "標準化"できるというメリットがある。本研 究において選択肢提示をおこなった医師のうち2 名は今回が初めての選択肢提示であったが、リ ーフレットを用いることで、救命困難であるこ とを伝えると同時に臓器提供の意思表示確認・ 選択肢提示についても行うことができた。この なかで1例が実際に心停止下臓器提供へと結び ついたことは、初めての選択肢提示であっても 説明内容が家族に理解され受け入れられたこと を示唆しており、次の事例につながっていくこ とが期待できる。臓器提供の選択肢提示は、家 族が非常に悲観的な心情にあるなかで担当医に とって大きな心理的負担であるし、日常行う病 状説明以上にことば選びへの配慮を要すること が多い。さらに説明時の家族の反応次第では、 伝えたいことが十分かつ正確に伝えられない状 況も起こりうる。そのような場面であっても、 今回開発したリーフレットのようなツールを介 することで、伝えるべき内容を正確かつ過不足 なく説明しやすくなる。さらに家族が持ち帰っ て再度リーフレットに目を通すことは、救命困 難であることに関する家族の理解を促し、臓器 提供という選択も含めた今後のことについて思 案するきっかけを供することになる。

なお本研究の問題点として以下の2点を挙げる。1点目は、リーフレットを用いて選択肢提示を受けた家族側の意見が得られていないことである。本来であればリーフレットの効果を評価

するために患者家族側への調査も行うべきであ るが、対象症例のほとんどがその後死亡退院と なることを考慮すると、家族へのインタビュー は倫理的に困難であった。このため、リーフレ ットを受け取った家族にとって、違和感や抵抗 を感じる表現がなかったか、リーフレットがど の程度臓器提供を考える契機として活用された か、そして持ち帰った後にどれくらい家族内で 読み返したか等については不明である。ただ今 回対象となった症例の 1/3 で実際に臓器提供に 至った事実を考慮すると、家族にとって概ね受 け入れ可能であったことが推察される。2点目 は、リーフレット使用数が6例であり、その効 果を評価するには症例数が少ないことである。 平成30年度は使用数を増やすことをめざし多施 設を対象としたが、実際に使用されたのは2施 設のみにとどまった。使用症例数が伸びなかっ た理由として、発生事例数自体が少ないこと、 今回研究対象となったほとんどの施設で過去に 複数回の臓器提供の実績を有しているため説明 の際にリーフレットを使用しなくても意思表示 確認・選択肢提示ができたこと、既に施設内で 作成されている配布資料等が優先的に使用され たこと等が考えられた。このような施設におい ては、既に院内体制がほぼ整備されているた め、リーフレット自体による選択肢提示数の増 加あるいは臓器提供数増加等への影響に関する 評価が難しい。今後は、本来研究が意図した対 象である、行動科学理論に基づく多理論統合モ デルにおける "関心期~準備期"にある施設に おいて本リーフレットを使用して頂き、その効 果について検討する必要がある。

E. 結論

臓器提供の選択肢提示方法の確立と標準化を目的として新たなフォーマットによるリーフレット(初版)を開発し、さらに多施設での使用経験をもとに改訂を行った。また、これらのリーフレットを救急医療の人生の最終段階と診断された6症例に使用し、うち2例で臓器提供に至った。

リーフレットなどの有用なツールが選択肢提示の場面で活用されることによって、より多くの意思が活かされ、その結果として移植医療が 推進されていくことが期待される。

- F. 研究危険情報 特記すべきことなし
- G. 研究発表
- 1. 論文発表 該当なし

2. 学会発表

- 1) 平尾朋仁,竹田昭子,田崎修:献腎提供のコツ-救急医にできること-.第38回九州腎臓移植研究会(2018.7.21長崎).
- 2) 平尾朋仁,竹田昭子,田崎修:長崎大学病院における院内コーディネーターの活動.第 54 回日本移植学会総会 JATCO ワークショップ(2018.10.3 東京).
- 3) 平尾朋仁,竹田昭子,江口有一郎,<u>田崎修</u>:新たなフォーマットのリーフレットを用いた臓器提供選択肢提示の試み.第54回日本救急医学会総会・学術集会(2018.11.21横浜).
- 4) 平尾朋仁,竹田昭子,岩根紳治,江口有一郎,田崎修:リーフレットを用いた臓器提供の選択肢提示の試み.第34回肺および心肺移植研究会(2018.12.6長崎).
- 5) 平尾朋仁,竹田昭子,岩根紳治,江口有一郎,田崎修:リーフレットを用いた臓器提供の選択肢提示の試み.第52回日本臨床腎移植学会(2019.2.14 大阪).
- H. 知的財産権の出願・登録状況
- 特許取得
 該当なし
- 2. 実用新案登録 該当なし
- その他
 特記すべきことなし

(参考文献)

- 1) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律. 法律第83号, 2009年7月17日公布.
- 2) 厚生労働省. 臓器移植の現状. 臓器提供者数の推移.

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/b unya/0000047621.html (2019/3/31 アクセス)

- 3) 福島教偉. 臓器移植改正法施行後の臓器提供の現状と課題. Organ Biology;20(1):12-18,2013.
- 4) 厚生労働省. 臓器移植の実施状況等に関する報告書(平成30年5月17日).

https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10905500-Kenkoukyoku-Zoukiishokushitsu/0000207277.pdf (2019/3/31 アクセス)

5) 厚生労働省. 脳死下での臓器提供事例に係る検証会議 200 例のまとめ.

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/zouki_ishoku/dl/200_matome.pdf (2019/3/31 アクセス)

- 6) 藤沢弘範 ほか. 脳死下臓器提供を推進する ために-脳神経外科医から見た当院の現状と課題 -. 日本臨床腎移植学会雑誌; 3(1):1-8, 2015.
- 7) 坂本哲也 ほか. 厚生労働省科学研究補助金 (難治性疾患等政策研究費事業(免疫アレルギー疾患等政策研究事業(移植医療基盤整備研究分野)))「脳死患者家族に臓器移植の選択肢提示を行う際の医療スタッフの負担と支援ニーズに関するアンケート調査」平成28年度分担研究報告書,2017.
- 8) 江口有一郎. 厚生労働省科学研究費補助金 (難治性疾患等政策研究事業(免疫アレルギー 疾患等政策研究事業(移植医療基盤整備研究分 野)))「ソーシャルマーケティング手法を用 いた心停止下臓器提供や小児の臓器提供を含む 臓器提供の選択肢呈示を行う際の理想的な対応 のあり方の確立に関する研究」平成28年度分担 研究報告書,2017.
- 9) 田崎修. 厚生労働省科学研究費補助金(難治性疾患等政策研究事業(免疫アレルギー疾患等政策研究事業(移植医療基盤整備研究分野)))「ソーシャルマーケティング手法を用いた心停止下臓器提供や小児の臓器提供を含む臓器提供の選択肢呈示を行う際の理想的な対応のあり方の確立に関する研究」平成29年度分担研究報告書,2018.
- 10) 日本臓器移植ネットワーク. NEWS LETTER Vol.22, 2018.

http://www.jotnw.or.jp/file_lib/pc/news_pdf/NL22.pdf (2019/3/31 アクセス)

11) 我が国における臓器移植の体制整備と再生 医療の推進(提言). 日本学術会議 臨床医学委 員会 移植・再生医療分科会(平成29年9月29日).

http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohy o-23-t252-3.pdf (2019/3/31 アクセス) 12) 長崎県庁.臓器移植普及推進パンフレット「長崎県からご家族のみなさまへ」

https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2013/07/1374808261.pdf (2018/3/23アクセス)

13) 長崎県庁. 臓器移植普及推進ポスター「あなたの意思で救える命があります」

https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2013/07/1374808305.pdf (2018/3/23 アクセス)

(添付資料)

【資料1】

選択肢提示用リーフレット「ご家族の皆さまとお話したいこと」(初版)

【資料2】

臓器提供の選択肢提示における「ご家族の皆さまとお話したいこと」リーフレット使用後のアンケート調査用紙

【資料3】選択肢提示用リーフレット「ご家族の皆さまとお話したいこと」(改訂版 脳死と考えられる状態用)

【資料4】選択肢提示用リーフレット「ご家族の皆さまとお話したいこと」(改訂版 脳死ではない重篤な意識障害用)